

令和3年度地域型住宅グリーン化事業 補正予算に係る 着工前の現地写真等に写し込む看板情報等、実施に関するお知らせについて

補正予算に対応した補助金交付申請等手続きマニュアル（暫定版）の公開に伴い、実施支援室からご案内いたします。施工事業者等のグループ関係者と必ず共有し実施してください。

1. マニュアルの公表について

本日、マニュアル（暫定版）を公表いたしました。

グループ事務局、施工事業者におかれましては、**交付申請等手続きマニュアル等を必ずよく確認し、理解したのちに手続きや事業を実施**してください。

これらに基づかない場合には、補助金が交付されない、または交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

本日公表したマニュアルは、手続きの関係上「暫定版」となっていますが、申請ツール登録開始日前に改めて公表いたします。（令和4年1月中頃予定）

2. 着手、着工が可能となる日について

補正予算成立日は、**令和3年12月20日（月）**です。

補正予算において対象となる住宅は、**着手（請負は契約の締結、売買は着工）が令和3年12月20日から令和4年3月31日までの期間のもの**ですが、請負については交付申請時に請負契約書の提出が必要です。なお、請負の着工は補正予算成立日以降に可能となります。

期間が限られていますのでご注意ください。

3. 「着工前の現地写真」「着工直後の現地写真」に写し込む看板に記載する文字等について

「着工前の現地写真（請負・売買）」及び「着工直後の現地写真（売買）」には、補正予算用の文字「**G32**」「**撮影日（〇月〇日）**」「**建築主名または物件名**」を記載した看板を必ず入れてください。**グループ事務局は施工事業者への周知徹底**を行ってください。

なお、**必要な事項が不足し本事業の要件を満たしていることや実施していることが確認できない場合は補助金をお支払いしません。**

4. 若者・子育て世帯加算について

対象となる住宅は、建築主（買主）が補正予算成立日（令和3年12月20日）時点で40歳未満の場合、または補正予算成立日（令和3年12月20日）時点もしくは交付申請日時点で建築主（買主）が18歳未満の子供と同居している場合です。当初予算と基準日が異なりますのでご注意ください。

5. 今後のスケジュール（参考）

R3. 12. 20 補正予算用のマニュアル（第1章）【暫定版】の公表

R4. 1. 中頃 実施支援室 補正予算用のホームページ開設

補正予算用のマニュアル（第1章～第4章）の公表

※第1章は【暫定版】から変更があった場合はお知らせいたします。

R4. 1. 31 物件登録ツール・交付申請ツールの公開

物件登録、交付申請の開始

交付申請、物件登録後 20 日以内に交付申請ツールで行ってください。

物件登録後 20 日以内に交付申請とならない場合は、登録情報は削除され失効します。

R4. 2. 28 物件登録期限

R4. 3. 20 交付申請期限

R4. 10. 31 完了実績報告期限

6. 交付申請等に関する注意点

- ・実施支援室や評価事務局からのお知らせは、申請ツールにより行われますので、最新情報は常に確認し実施してください。
- ・令和3年度補正予算により本事業を実施する際は、申請報告ツール、マニュアル、様式等、すべて補正予算用として公開するものを使用して下さい。
- ・当初予算で物件登録し失効した住宅や交付申請している住宅を取り下げ、廃止し、補正予算に切り替えて交付申請することはできません。（切り替えが発覚した場合は、当初予算、補正予算のどちらにも申請いただけない恐れがございます。）

長寿命型等実施支援室

高度省エネ型等実施支援室

211220